

# 準男爵位の設置とその意義

仲 丸 英 起

【要約】 本稿は、準男爵位を通じて近世イングランド社会における名誉と称号の意義を再検討するものである。一六一一年、王権は財源不足の解消を目的として男爵位とナイト位の間準男爵位を設置し、その販売を開始した。従来の研究では、初期ステュアート朝期におけるこうした爵位の販売ないし過剰な供給が、名誉の価値を低下させると同時に、社会階層間の移動を容易にしたと論じられてきた。本稿ではこの点を実証的に探求するため、準男爵位被授与者全体の社会層、およびケント・ノーフォーク両州における同称号被授与者の州内における地位を総体的に検討した。その結果、準男爵位を授与された家系の社会層は、たしかに全般的には低下傾向を示していた。その一方で、称号を保有する意味について地域的な差異が存在し、また称号の獲得は従来想定されたほどには社会階層間の流動性を促進していなかったという状況も判明したのである。

史林 九八巻六号 二〇一五年一月

## 一 はじめに——問題の所在

国王チャールズ二世の戴冠式の日、それは聖ジョージの日に当たる一六六一年四月二三日であったが、私はバース騎士 (Knight of Bath) の一員となる荣誉に与った。(これまでこの称号の獲得を望んだことはなかったけれども) 私はこれを受諾した。一方で準男爵位 (Baronet) の称号授与も打診されたのであるが、私にはこれが世襲のものとは到底思えず、辞退した。準男爵位の称号は王権が一時的に創出したものである、と未だに思っている。あらゆる地域の大多数の家系はこの称号に信頼を置いていない。また、たとえこの称号を授与されるのに十分な所領を有していたとしても、国王に奉仕してこれを獲得しようと強く願う一族は存在していな

①。

この文章は、ジョン・ブルムストーンというある地方ジェントリが残した自伝の一節である。「あらゆる地域の大多数の家系はこの称号に信頼を置いていない」「国王に奉仕してこれを獲得しようとする強くと強く願う一族は存在していない」という言葉には、準男爵位という称号に対する強い不信の念が率直に示されている。これはブルムストーンのみが抱いた感情だったわけではなく、王政復古期に同称号の提供を打診されながら拒絶した人物は他にも散見される。③ こうした状況は、一八世紀以後に準男爵位を保有していた人々の社会的地位の高さを考慮すると、かなり奇異な印象を受ける。④ 一七世紀中葉において、この準男爵位という位階がジェントリたちから忌避された理由は何だったのであろうか。⑤ 本稿の目的は、準男爵位の設置に関する一連の経過およびその獲得者の社会層の分析を通じて、近世イングランドの政治社会において称号が有していた意義を再検討することにある。

本章では売官制についてのこれまでの議論を簡潔に整理し、研究史上における本稿の位置を明らかにしておきたい。近世ヨーロッパにおいて、いわゆる絶対主義を支えた統治機構は官僚制と常備軍であるといわれてきた。しかし封建制度の枠組みが依然として強固に残存していた時代の官僚制は、M・ヴェーバーが規定した近代的官僚制とはほど遠いものであった。ヴェーバーによれば、近代的官僚とは人格的に自由であり、契約にもとづいて任命され、没主観的な規則に従って委ねられた権限を行使し、忠誠心は公的義務の忠実な履行へ向けられる者たちである。ところが、近世における官僚の権限は規則によって制限されず、その恣意が一定の範囲内では認められるような性格のものであり、官職はしばしば私有財産としての性格を伴っていた。⑥ 例えばフランス王国には膨大な数の官僚が存在したものの、これは財政的に困窮した国王が多数の官職を販売した結果であり、統治の効率を高めるために導入された法服貴族も結局は十全に機能していなかった。結果として、国家統治は中間諸団体を通じて行われる傾向が強まり、アンシャン・レジーム期のフランスは「社団国家」

の様相を呈していたのである。<sup>⑦</sup>

これに対しイングランドでは、有力貴族の勢力を削いで中央集権化を図るために、王権は地方名望家への依存度を強める政策を採った。それゆえ中央から地方へ直接官吏を派遣する必然性が少なく、フランスとは比較にならない規模の官僚しか存在していなかった。とはいえイングランドにおいても売官は行われており、これを対象とした研究にもある程度の蓄積がある。J・エイルマーは、時系列的な売官の頻度ならびに統治の効率性という観点から考察を加えている。エイルマーによると、ヘンリ七世治世期の時代から売官は行われていたが、その後エドワード六世治世期には売官を禁止する布告が出されるなど、テューダー朝中期には下火となった。だがエリザベス治世末期には再び盛んに行われるようになり、ジェームズ一世期、ならびにバッキンガム公が権力を握っていたチャールズ一世治世初期が売官の最も活発だった時期とされている。一六三〇年代にチャールズが親政を始めると、売官は再び下火になった。このように時期によつてその頻度にかなり変化が見られるものの、売官制度それ自体が統治の遂行において直接的な悪影響をもたらしたとはいえない、というのがエイルマーの結論である。<sup>⑧</sup>一方、J・ブルーワは財政上の問題に着目している。ブルーワによれば、フランスにおいて売官制が発達したのは、国王の財政上の必要からであった。すなわち官職購入者は君主にあらかじめ現金を貸与し、君主はその債務を給与や年金という形で返済するという、貸付金を募る手段として官職が販売されたのである。官職保有者の増加は、行政府の拡大、国王財政における一時的な歳入増加と長期的な債務の増大、各種利権における既得権の拡大をもたらした。イングランドにおいても、財政状況が悪化し戦費を調達する必要に迫られて官位・称号・特権が販売されたが、それは歳入に占める割合としても金額としても、フランスと比較すれば取るに足らない水準に留まっており、また国王自身も官職保有者の増加に伴う行政組織の拡張や既得権の拡大を望まなかったため、売官システムが定着することはなかったのである。<sup>⑨</sup>

以上エイルマーとブルーワの議論は、国家統治ないし国家財政のレベルで売官制の定着度合いとその影響を検討したも

のであった。ところで、ここまで売官という語を厳密に定義せずに用いてきたが、実はフランスとイングランドではその内実が大きく異なっている。フランスにおいては官位と称号はほぼ一体であるのに対し、イングランドにおいては原理的には官位の獲得には称号は伴わず、逆もまた同様なのである。したがって、イングランドにおいては官位の売買と称号の売買を別個に考察する必要があるが、後者に関する研究は前者と比較した場合驚くほど少ない。唯一の本格的な研究といえるのは、L・ストーンが名著『貴族制の危機』の中で試みたものである。ストーンによれば、エリザベス治世期において、称号の販売は行われずその総数も制限されていたために、称号の価値は比較的高く維持され、名誉を媒介とするパトロネージ・システムにおいて重要な統治手段の一翼を担っていた。すなわちごく限られた人物にのみ称号を分配することで、位階秩序に基づきつつ女王に対する政治国民の忠誠心を引き出すことができたのである。しかしジェームズの即位以後、国王の寛大さと財政上の必要性から新規の称号授与者が急激に増大して準男爵位以上の爵位が販売されるようになると、称号が有していた価値が低下する「名誉のインフレーション (Inflation of Honour)」が生じ、称号の分配によって統治者階層を引きつけておくのは困難になっていった。こうして統治の基礎をなしていた位階秩序とパトロネージ・システムは徐々に崩壊してゆき、貴族階層の権威は決定的に低下していったのである。さらに、称号を獲得しやすくなったことで下位のジェントリ層さらにそれ以下の社会層の人々が社会的上昇を遂げる可能性も高まり、イングランド中・上流階層間における社会的流動性 (Social Mobility) を高める結果をも招来したのである。ここでストーンが主張した「名誉のインフレーション」と社会的流動性という概念は、同時代のイングラランド史研究に強い影響力を発揮し、『バスト・アンド・プレゼント』誌で社会的流動性をテーマにしたシンポジウムが開催されるなどした。⑩とはいえ、ストーン以後の研究は表面的な事実確認、ないし称号の売買と社会的流動性との関係の印象論的な把握の域を出ることはなく、地域レベルでこの問題を再検討しようとする視点は見られなかった。

ストーンの同書は、いわゆる「ジェントリ論争」においてR・H・トニーが唱えた「ジェントリの勃興」説に対し、

H・トレヴァーローパーらを加えた批判に反論する目的で著されたものであった。<sup>13)</sup> トーニーは、一六世紀中葉以後に生じた土地移動の結果、貴族層の没落とジェントリ層の勃興が生じたと主張した。<sup>14)</sup> これに対してトレヴァーローパーは、社会的上昇をとげたのは中央における利権の獲得に成功した者のみであり、対立の基軸は「宮廷」対「地方」であったとした。<sup>15)</sup> こうしたトレヴァーローパーらの批判に対し、貴族層の没落を実証的に解明することで、相対的にジェントリ層の上昇を証明しようとしたのが、ストーンの『貴族制の危機』であった。同書の論点は多岐に渡るが、位階に関していえば、先述の「名譽のインフレーション」と社会的流動性の高まりによって貴族層が没落し、逆にジェントリ層およびそれ以下の階層は位階を購入することで社会的上昇を遂げた、という主張が骨子といえるだろう。

以上のように展開されてきた「ジェントリ論争」は、明確な結論が出ないまま収束していったが、一連の議論はその前提において重大な欠点が存在したことをG・E・ミンゲイらが総括している。<sup>16)</sup> まずトーニーやストーンが主張する「貴族」「ジェントリ」という概念は多分に曖昧であり、厳密に区分しようするような社会層ではなかった。これは「ジェントリ」内部についても同様であり、上位のジェントリと下位のジェントリの経済的・政治的な格差はかなり大きく、一括して「ジェントリ」という社会層に帰属させてしまうのは無理があった。<sup>17)</sup> また「宮廷」と「地方」という区分も、トレヴァーローパーが想定したほど明確とはいえない状況だったことが明らかになってきている。<sup>18)</sup> それゆえ、もはやかつての「ジェントリ論争」と同じ枠組みで位階の購入に関する議論を展開する意義は薄れていると思われる。ただし、その後もP・ラズレット、K・ライトソン、J・バリーらによって社会階層論に関する議論自体は継続されており、国家統治策としての称号販売の有効性という視点から、『貴族制の危機』におけるストーンの主張を実証的なレベルで検討してみる価値は依然として残されているといえるだろう。<sup>19)</sup>

以上の研究史に照らし、以下の各章では次のように議論を進めてゆきたい。まず、二章では王権がこの政策を実施した意図を中心として、準男爵位設置の過程およびその後の経緯について概観する。次に三章と四章では、これまで準男爵位

の設置がジェントリ層にもたらした具体的影響についての議論がほとんどなされてきていないという状況を踏まえ、準男爵位の称号を獲得した社会層を検討する。具体的には、三章では内乱時までに創設された準男爵家について総体的な分析を加え、四章ではケントとノーフォークの二州を分析対象として取り上げ、地域社会において準男爵位の獲得がどのような意味を有していたのかについて実証的に考察する。最後に五章では、本稿での検証結果を近世イングランドの国家統治というコンテクストに置き直し、エイルマーやブルーワの議論との接続を図ると共に、ストーンの「名譽のインフレーション」と社会的流動性に関するテーゼを再検討してみたい。

- ① T.W. Branstoun, *The Autobiography of Sir John Branstoun, K.B.*, London, 1845. 以下、引用文中の( )は原文のまじ、「」は筆者による補足である。
- ② プラムストンについては、*Oxford Dictionary of National Biography* (以下ODNB) (Sir John Branstoun)を参照。
- ③ 一六六二年一月に内乱中国王軍の司令官として活躍したロバート・パイに対し準男爵位の授与を認める勅許状が発布されているが、パイはこれを受諾していない (ODNB (Sir Robert Pye))。また一六六五年二月には、やはり内乱中に國王側に付いた法律家であったトマス・マレットに対し同称号の授与が打診されているが、マレットは受諾していない (ODNB (Sir Thomas Mallet))。さらに名譽革命後の一六九五年の段階でも、医師として顕著な功績を挙げたジョン・ラドクリフは、國王からの同様の申し出を拒絶している (ODNB (John Radcliffe))。
- ④ 準男爵であった著名人は枚挙にいとまがないが、例えばギネス醸造起業者の孫で政治家・篤志家として知られたスタンジヤミン・ギネス、小説家・詩人のウォルター・スコット、首相となったロバート・ピールなどの名が挙げられる。また一九六五年以後で唯一の被授与者は、
- ⑤ 以後本稿で「ナイト位」という語を用いる場合、基本的には原語の Knight Bachelor (平騎士)を指すものとする。同時代の Knight の付く称号の区分については、仲丸英起「名譽としての議席——近世イングランドの議会と統治構造」(慶應義塾大学出版会、二〇一二年)、一三九頁註一四を参照。
- ⑥ M・ヴェーバー、世良晃志郎訳「支配の社会学」(創文社、一九六〇年)、同、濱島朗訳「権力と支配——政治社会学入門」(有斐閣、一九六七年)、第一部第二・三章、第二部、ラインハルト・ペンディクス、折原浩訳「マックス・ヴェーバー——その学問の全体像」(中央公論社、一九六六年)、一三三頁—一四〇頁などを参照。
- ⑦ 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」(吉岡昭彦、成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、一九七九年)参照。
- ⑧ G.E. Aylmer, *The King's Servants: the civil Service of Charles I, 1625-1642*, London, 1961, pp. 225-239.
- ⑨ J. Brewer, *The Sinews of Power: War, Money and the English State, 1688-1783*, London, 1989, pp. 14-21 (大久保桂子訳「財政軍事

国家の衝撃——戦争・カナ・イギリス国家 一六八八—一七八三」名  
古屋大学出版会、二〇〇三年、二五—三三頁。その他官職保有制度の  
西ヨーロッパ諸国間の比較については、J. Hursfield, 'Office-Holding  
and Government mainly in England and France', in Id., *Freedom,  
Corruption and Government in Elizabethan England*, London, 1973  
を参照。

⑩ とはいえ両者には密接な関わりがあるのもまた確かである。A. フ  
レッチャーによれば、官職を保有しているという事実それ自体が、そ  
の人物の個人的な資質・名声・地位の高さをいし信心深さなどの証し  
であった。A. J. Fletcher, 'Honor, Reputation and Local Officeholding  
in Elizabethan and Stuart England', in A. J. Fletcher and J.  
Stevenson (eds), *Order and Disorder in early modern England*,  
Cambridge, 1985.

⑪ L. Stone, *The Crisis of the Aristocracy, 1558-1641*, Oxford, 1965.  
その他研究として、中へは J. G. Nichols, 'The Institution and  
early History of the Dignity of Baronets', *The Herald and  
Genealogist* 3, 1866; F. W. Pakeny, *A History of the Baronetage*,  
London, 1900などを参照。ただし、両著とも史料面での有用性は認め  
られるものの、その解釈には妥当性を欠く部分が多々。その他 K. S.  
Van Eerde, 'The Creation of the Baronetage in England',  
*Huntington Library Quarterly* 22, 1959, 1d., 'The Jacobean Baronets:  
an Issue between King and Parliament', *Journal of Modern History*  
33, 1961があるが、それぞれ進歩的創設ではなく後の経緯につい  
ての通観であり、体系的な研究ではない。また男爵以上の貴族地位の  
販売については、C. R. Mayes 'The Sale of Peerages in Early Stuart  
England', *The Journal of Modern History* 29, 1957を概観せよ。  
⑫ 'Social Mobility: Conference Report', *Past and Present* 32, 1965; L.

Stone, 'Social Mobility in Early Modern England: Conference Paper',  
*Past and Present* 33, 1966 (上田光人訳「イギリス一六・一七世紀の  
社会移動」『東京商学論叢』第二四巻第一号); A. Everitt, 'Social  
Mobility in Early Modern England: Conference Paper', *ibid.* を参照。  
また日本においても中村英勝や大野真巳らがイングランドにおける社  
会階層間移動の様態についての論稿を著している。中村英勝「イギリ  
スにおける social mobility の歴史の変遷について」(『イギリス史研  
究』第八号、一九七一年)、大野真巳「エリザベス朝における社会的  
移動——騎士叙位および貴族叙爵の実態」(『政治経済史学』第二九二  
号、一九九〇年)を参照。その他、いわゆる「大塚史学」の中産的生  
産者階層をめぐって日本国内で展開された議論の流れについては、道  
重一郎「中流階層と「シヤントリ」(岩井淳・指昭博編『イギリス史の  
新潮流——修正主義の近世史』彩流社、二〇〇〇年所収)などを参照。

⑬ シュントリ論争全般については、L. Stone, *Social Change and  
Revolution in England, 1540-1640*, London, 1965。他、R. H. トー  
ニー、浜林正夫訳『シュントリの勃興』(未来社、一九五七年)の訳  
者解説「越智武臣「シュントリ論争」(『社会経済史大系 第五巻』弘  
文堂、一九五九年)、道重前掲論文などを参照。

⑭ R. H. Tawney, 'The Rise of the Gentry, 1558-1640', *Economic  
History Review* 11, 1941 (前掲訳書所収)。

⑮ H. R. Trever-Roper, 'The Gentry, 1540-1640', Supplement No. 1 to  
*Economic History Review*, 1953.

⑯ G. E. Mingay, *The Gentry*, London, 1976, pp. 53-6.

⑰ こうした批判を受け「貴族制の危機」から約三〇年後に公刊され  
た「開かれたエリート?」の中で、ストーンは「エリート」という語  
を「相対的に広大な土地所有者」というかなり漠然とした意味で用い  
ており、「貴族」と「シュントリ」というかつての自身が採用してし

た区分を放棄すべきか。L. Stone and J.C.F. Stone, *An open Elite?: England, 1540-1880*, Oxford, 1984, p. 3. 同書では、前書とは異なり「うした「エリート」の閉鎖的な特質が強調されているが、称号と社会的流動性との関係について新たな知見が示されているわけではない。」  
 ⑧ 各州内部でエリート層の分裂や対立の構図が存在した点については、C. Holmes, 'The County Community in Stuart Historiography', *Journal of British Studies* 19, 1980. A. Hughes, 'Local History and the Origins of the English Civil War', in R. Cust and A. Hughes (eds), *Conflict in Early Stuart England: Studies in Religion and*

*Politics, 1603-1642*, London, 1989などを参照。

⑨ P. Laslett, *The World we have lost: further explored*, 3rd ed., London, 1983 (川北稔・指昭博・山本正訳「われら失いし世界——近代イギリス社会史」三嶺書房、一九八六年)。K. Wrightson, *English Society, London, 1682* (中野忠訳「イギリス社会史」リプロポート、一九九一年)。J. Barry & C. Brooks (eds), *The middling Sort of People*, London, 1994 (山本正監訳「イギリスのミッドリング・ソート」昭和堂、一九九八年)などを参照。

## 二．準男爵位の設置とその後の展開

本章では、準男爵位が設置された背景とその後の展開について整理してゆきたい。一六〇三年に王位をエリザベスから引き継いだジェームズ一世は、当初から国庫歳入の不足に悩まされることになった。エリザベスが緊縮財政政策を採用していたために、ジェームズ即位時における実際の負債は十万ポンド程であった。しかし一六世紀末からの対スペイン戦争に要した費用負担が依然として重くのしかかっていたのに加え、修道院解散以後進められた王領地の払い下げもほぼ終了しており、土地売却で得られる一時金も地代収入も期待できない状況に追い込まれていた。すなわち、一七世紀初頭の段階で中世以来の国王自活原則は実態に見合わなくなり、イングランドの財政システムは破綻の危機に瀕していたのである。<sup>①</sup>

こうした財源不足に対処するため、この時期にはさまざまな財政再建策が打ち出されていった。そしてそのなかの一つとして提案されたのが、新位階を設置し、その称号を売却することであった。<sup>②</sup> もともと、この両者は最初から結びつけられていたわけではない。新位階の設置は、フランスス・ペーコンがアイルランド植民を円滑に進めるために案出した施策のなかに含まれていたものであった。<sup>③</sup> ペーコンは「あらゆる人間を行動へと駆り立てるのは享楽、名誉、利得の三点」と



している。そしてこのうち名誉について、「旧来存在しなかった新たな位階を設置」し、「一度にそれほど多数を設置せず、あまり強大な権限を与えなければ、これに関していかなる弊害も生じえないだろう」と述べている。<sup>④</sup>したがってペーコンの計画では設置される位階の称号は植民に赴く者への恩典として授与されるに過ぎず、その販売が考慮されていたわけではなかった。

ペーコンが考案したこの新位階の称号を販売することを思いついたのは、尚古学者として知られ下院議員としても活躍したロバート・コットンであった。<sup>⑤</sup>国王が保持していた封建的諸特権の廃止と引き替えに議会が毎年恒常的な資金提供を認めるといふ、いわゆる「大契約」が議会で議論されている最中に、コットンは財政に重きをおいた国家再建論を執筆していた。一六一一年に刊行されたこの論文の中で、コットンは爵位売却による財源確保の可能性について、以下のように指摘している。「国王陛下は、今や準男爵位という世襲の位階を設けるべきである。これは男爵位の下に位置づけられるもので、世襲を認め、一家系につき千ポンドを徴収するようにする。そうすれば十万ポンドの歳入増加となるだろう。」

最終的に「大契約」が議会の反対にあつて挫折した一六一一年、新位階の称号を百人にそれぞれ千ポンドで売却するというコットンの提案は、ほとんど修正を受けずに国王と枢密院に採用され、これに関する開封勅許状が公刊されて、実際に販売が開始された。<sup>⑦</sup>その内容を見れば、この勅許状がペーコンとコットンの提案を接合したものであるのは明らかである。勅許状の冒頭では、最初に新位階設置の意義と売却額が千ポンドに設定された理由が述べられている。「本王国の何地域かの主だったナイトおよびエスクワイアの若干名は、我がアイルランド王国でのアルスター植民その他の事業を、熱情と愛情から促進する活動を進めており、今後三年間にわたつて、一人につき一日八ペンスという費用を自己負担し、同王国に全体で三〇人の歩兵を展開させるといふ計画を申し出て、これに同意している。」<sup>⑧</sup>「そのような注目すべき事業を陛下が受諾するに際し、彼らの地位と功績に応じて新たに設けられる位階が授与されることになった。（この位階を準男爵位という名で呼称する。準男爵位には各種の特権が付帯する。また同位階は開封勅許状によつて、彼らおよびその直系男子相続人に認可

される。すなわち、その名譽は彼らとその子孫に繼續される。」<sup>⑨</sup> また「同位階は、見解を同じくし協働する用意のあるその他の選拔された人々に対しても、適度な数を超過しない限りで、授与されることに決定した。」とされ、将来的な購入者層の拡大への余地を残しながらも、既にその価値が低下する危険性を見越してか「その数は二〇〇名を超えないものとする。」<sup>⑩</sup>と規定されていた。

またこの勅許状に付された『うちに名前を挙げた余の委員たちによって遵守されるべくうちに言及された指示』<sup>⑪</sup>を読むと、準男爵位の購入者としてどのような社会層が想定されていたかが看取できる。「準男爵位を授与するにあたって）以下の点が多分に示されなければならない。（準男爵となる）人々が、その爵位にふさわしい資質・生活水準・名声を備えていること。少なくとも、祖父の代から紋章の使用を認められていること。さらに、年額千ポンド以上の収入が確実に見込める従来の土地を保有している、もしくは改定地代で年額千ポンドに相当する旧地代の収入が見込める土地を保有していること。」<sup>⑫</sup> この文言からは、従来のジェントリ理念に則って、新たな称号の購入者とその位階に見合った社会的および経済的影響力を実際に保有している者に限定しようとする意図が読み取れる。しかし準男爵位を現存の位階秩序にどう組み入れるかについては、他の位階の称号を現に保有している者に対する配慮からか、齒切れの悪い言葉が並ぶ。「（特に準男爵位の最初の設置時においては）他のナイト位保有者より現時点で上位に位置するナイト位保有者が、〔準男爵位を授与されることによつて〕上位に格付けされるのが望ましいであろう。しかし準男爵位は世襲となる位階であるので、様々な状況がさらに考慮される。よつてこうした指標は暫定的なものに過ぎない。」<sup>⑬</sup> 余は、この称号を授与される者たちの位置づけにあまり神経質にならないよう望む。家系が大変に古く、並外れた生活水準にあるエスクワイアは、準男爵となることによつて、一部のナイト位保有者より上位に格付けされるであろう。」<sup>⑭</sup> 準男爵位の位置づけは当初からこのように曖昧であり、おそらく国王側近を中心とする政府内でも見解の一致を見ていなかったように思われる。そして新位階の購入者と既存のナイト位ないし男爵位以上の貴族爵位保有者間に軋轢が生じるのは当然予測される事態であり、そうした懸念は「あまり

神經質にならないように」という言葉に象徴的に表されている。それゆえ、以下のように新位階の權威を何とか高めようとする姿勢も読み取れる。「準男爵になつた者は、この位階に匹敵する高い威信をひけらかしたいと望んだり、別の事情から準男爵になれなかつた者たちから誹謗を受けたり、彼らに対する妬みから発せられる悪口や非難と闘つたりすることになるかもしれない。しかし、たとえどのような事情から入手したとしても、この称号は極めて公的で記念すべき事業に關係しているのである。したがって、この称号を授与された人々は、以下のように断言できるであろう。「彼らを非難する」人物（またその人物の地位や財産）は、直接的にも間接的にもこの位階に達するために何も供出しておらず、また率先してその称号を獲得しようとしていない、と。」<sup>⑮</sup>このように、準男爵位という新位階は、あくまでもアイルランド植民という重大な国家事業に対する貢献によつて權威づけられているのが分かる。ところが、同文書の最後に掲出される資金の使途の説明を読むと、集められた資金はアルスター植民と王国維持の任務に当たる軍隊への支払いに充てられるが、その目的が十分に達成された後は、他の財源では賄いきれない比較的困難な問題に対処するために使用されるとされており、新位階を根拠づけるために用いられたレトリックと矛盾してしまつてゐる。<sup>⑯</sup>つまり、準男爵位の設置という政策は、その結果を十分に考慮せず拙速に実施されてしまつたため、当初から跛行状態にあつたのである。

さらに、通常は額面で一〇九五ポンドを三回の分納で財務府に支払うことが各購入希望者には求められたが、その額面においても決済手段の面においても、厳密に規定通りの徴収が行われていたわけではなかつた。<sup>⑰</sup>つまり、当初から準男爵位の価格は常に一〇九五ポンドで固定されて国庫に納められていたわけではなく、需要と供給の均衡にもとづいて左右される可能性が高かつたのである。とはいえ、準男爵位設置後数年の間は、購入者はほぼ規定通りの額を財務府に支払い、この代金も本来の目的に沿つて使用されたようである。一六一一年に実際に販売が開始されると、同年中に三度に分け九一家系が準男爵位を購入し、その代金は順次財務府に支払われていった。その結果、一六一一年三月から一六一四年三月までの間に九〇八八五ポンドが財務府に払い込まれ、この資金は同期間にアイルランドの駐屯費として同地に送金された

一二九〇—一三ポンドのほぼ七〇パーセントを充足することになった。<sup>⑮</sup>

だが最初から矛盾含みであった政策には、即座に不満が表明される。翌一六一二年四月には、その構成員の大部分が貴族であった枢密院が、準男爵位を男爵位直下に位置づけるといふ開封勅許状の規定を拒絶しようとし、反対に既に準男爵位を獲得した者たちはこうした意見を認めないよう国王に請願を行っている。枢密院ではこの問題をめぐって三日間にわたって集中的に審議が行われ、男爵位保有者の次男以下と準男爵位のどちらが上位の位階に位置づけられるかをめぐって激しい論戦が行われた。<sup>⑯</sup> こうした状況からも、政府内で見解の統一が図られていなかったことがうかがわれる。この場は最終的に国王の裁可で妥協し、準男爵位保有者およびその親族と子爵位、男爵位あるいはナイト位保有者の親族との子細な上下関係が規定され、準男爵位は男爵位保有者の次男以下より下位の位階とされる代わりに、ナイト位保有者よりも豪華な葬儀の挙行やアルスター紋章の使用などの特権が認められた。<sup>⑰</sup> だが最終的に「準男爵位の位置づけについてさらに疑義が生じた場合には、一般的な規則、慣習、法によって決定がなされる」と記され、曖昧な部分は依然残されていた。さらに一六一四年には、議会でも同位階の設置によって直接影響を受ける人々から批判が噴出した。すなわちナイト位と男爵位の保有者たちが、二年前の枢密院による決定に不満を抱き、準男爵位の廃止を求めたのである。<sup>⑱</sup> こうした批判が同制度の変更をもたらすことはなかったが、準男爵位に対する風当たりの強さが見て取れる。

そして早くも一六一〇年代半ばには、準男爵位の授与という政策は当初の計画・目的から大きく外れてゆくことになる。前述したように、この政策が立案された段階で準男爵位授与数の急増によりその価値の低下を招く危険性が考慮されていなかったわけではない。しかし一六一五年、一六一四年議会の失敗によって財政が一層不安定になると、政府は男爵位以上の貴族爵位の販売を決定し、唯一購入可能な位階であったはずの準男爵位の位置づけが宙に浮くことになった。<sup>⑲</sup> さらに一六一八年になると、権力の座に就いたジョージ・ヴィリヤーズ（後のバックingham公）の建築により、準男爵位はナイト位と同

様の扱いに格下げされた。すなわち一〇九五ポンドを財務府に現金で納めるという当初の規定は事実上放棄されると共に、授与の認可も宮廷人によって恣意的に行われるようになった。そしてこうした斡旋者に対して代金の支払いが行われるようになる。準男爵位の購入に要する費用は実質的な値崩れを起こしていった。こうして、一六一九年にはこの位階を七〇〇ポンドで購入する者も存在したが、一六二二年には二二〇ポンドで取引される場合すら出てきたのである。<sup>25)</sup> こうして一六一九年以後準男爵家は急増していったが、二〇〇家系という当初の上限が忘れられていたわけではない。一六二二年に準男爵位保有家は一九八に達し、一六二三年、二〇三番目となるトマス・プレイタースへ授与した際、国王ジェームズはこの授与が最後であると告知し、一六二四年にもう一家系を追加した他は、その死まで新たな準男爵家を創設することはなかった。<sup>26)</sup>

ところが一六二五年に即位したチャールズ一世の下で、再び状況が一変する。一六二六年一二月、三〇年戦争への介入に伴う戦費の増大に苦慮したチャールズは、バッキンガム公の主導もあって準男爵位設置当初の規定を破棄し、同公一派に八五の準男爵位授与権を付与した。<sup>27)</sup> 以後一六二六年から一六二九年にかけて、新たに八七家系が準男爵位を購入したが、その大多数はバッキンガム公一派の斡旋によるものであった。これによって準男爵位の価格は安い場合で二〇〇ポンド以下にまで低下した。<sup>28)</sup> 一六二九年にバッキンガム公が暗殺された後、チャールズは準男爵位の授与を厳しく制限し、一六三〇年から一六四〇年までの間に準男爵となったのはわずか四家系のみで、特に一六三二年から一六三九年の間は一家系にも授与されなかった。一六四〇年以降になると再び政策が転換され、一六四一年と翌年だけで一二九家系が新たに準男爵となつていく。<sup>29)</sup> しかしこれ以後は、内乱が進行してゆくなかでチャールズができるだけ多くの者を国王派に引き入れるためにこの称号の授与を利用したと考えるのが妥当であり、財源の確保という当初の目的はほぼ失われたといえるだろう。<sup>30)</sup>

以上見てきたように、準男爵位という新たな位階を設置してこの称号を販売し財源を確保しようという政策は、既に時代に見合わなくなつていた国王自活原則という財政システムを、何とか存置しようという試行錯誤の中から生み出されて

きたものであった。しかしこの政策には成功の目算があったわけではなく、いわばなし崩し的に開始されたものであった。また新位階に対する不信心、男爵位以上の貴族爵位の販売開始、宮廷内の派閥抗争で利用されたことなどが相まって、準男爵位を獲得する利点が感じにくくなり、同位階の価値は低下していった。その結果、購入希望者が実際に支払う金額はチャールズ親政期まで下落し、また財務府にはほとんど資金が納められなくなったのである。したがって、国家レベルにおける財政政策としては、ブルーフが主張するように完全な失敗であったと評価できるであろう。

- ① 詳しくは井内太郎『16世紀イングランド行財政史研究』（広島大学出版会、二〇〇六年）を参照。
- ② 以下本章への叙述は、前掲 Stone, *op. cit.*; Van Eerde, 'The Creation of the Baronetage in England'. Id., 'The Jacobean Barons' 以下ページを参照。
- ③ Francis Bacon, 'Certain Considerations touching the Plantation in Ireland Presented to His Majesty, 1606', in collected and edited by J. Spedding, *The Works of Francis Bacon*, vol. XI, London, 1868, pp. 116-126. なお菜園では一六〇六年に著された「このことについては、実際には一六〇九年一月にも可能性が高い。', *Ibid.*, p. 115.
- ④ *Ibid.*, pp. 120-121.
- ⑤ ナンデンの『コトバ』, K. Sharpe, *Sir Robert Cotton, 1586-1631: History and Politics in early modern England*, Oxford, 1979; C.J. Wright (ed.), *Sir Robert Cotton as Collector: Essays on an Early Stuart Courtier and his Legacy*, London, 1997; S. Handley, 'Cotton, Sir Robert Bruce', *ODNB* (Sir Robert Cotton).
- ⑥ Sir Robert Cotton, 'The Manner and Means How the Kings of England have from time to time supported and required their Estates', 1611, in Id., *Cottoni posthuma*, 1651, pp. 195-196; ナンデン
- ⑦ *His Majesties Commission to all the Lords, and others of the Privie Counsell, touching the Creation of Barons*, 1611.
- ⑧ エスコワイアの称号は、広義のジェントリー階層の中、ナイトの次に位置するものであるが、国王や中央政府が公式に認可していたわけではなく、これを名乗るための明確な基準も存在していなかった。仲丸『王位と王位の議論』序章第三節参照。
- ⑨ *His Majesties Commission to all the Lords, and others of the Privie Counsell, touching the Creation of Barons*, 1611, pp. 4-5.
- ⑩ *Ibid.*, pp. 5-6.
- ⑪ *Ibid.*, p. 9.
- ⑫ *The Instructions within mentioned to be observed by Our Commissioners within named*, 1611.
- ⑬ *Ibid.*, p. 18.
- ⑭ *Ibid.*, p. 18.
- ⑮ *Ibid.*, pp. 19-20.
- ⑯ *Ibid.*, pp. 23-24.

① ロンドンに富裕な商人がもったボール・ユー・マンは、一五〇〇年  
に、*British Library, Lansdown Manuscripts 163, f*  
400.

② Stone, *The Crisis of the Aristocracy*, p. 85.

③ Stone, *op. cit.*, pp. 86-88.

④ *Three Patents concerning the Honourable Degree and Dignitie of*  
*Baronets*, London, pp. 17-39, 1617.

⑤ *Ibid.*, p. 37.

⑥ *Commons Journal*, I, p. 494; HMC *Report on the Manuscripts of the*  
*Earl of Verulam, Presented at Gornahbury*, York, 1906, pp. 24-27.  
Stone, *op. cit.*, pp. 89-90.

⑦ Mayes, "The Sale of Peerages in Early Stuart England", Stone, *op.*  
*cit.*, pp. 103-105.

⑧ ただし、規定自体が完全に撤廃されたわけではない。王政復古後に  
おいても、額面通り一〇九五ポンドで同称号を購入している事例が見  
出される (ODNB, (Sir Josiah Child))。

⑨ *Calendar of State Papers Domestic*, 1637, p. 129.

⑩ *Calendar of State Papers Domestic*, 1623-5, p. 52.

⑪ バッキンガム公おもしろ一派に対して準男爵位の斡旋を求める書  
簡は複数残されている。 *Calendar of State Papers Domestic*, 1625-6,  
p. 234, 1627-8, p. 152, 1628-9, p. 173. また同公夫人キャサリンに対し

ても同様の要求がなされている。 *Calendar of State Papers Domestic*,  
1627-8, pp. 217, 443.

⑫ 一六二九年三月二日付けのデヴィッド・シノッドから国王への請  
願では、自身がジョン・ジェイクスに対し一〇ポンドで準男爵位の  
授与を斡旋したという記述がある。 *Calendar of State Papers*  
*Domestic*, 1628-9, p. 509. また一六二九年九月五日付けの国王からア  
イルランド総督代理宛書簡では、アイルランド準男爵位を授与された  
トマス・バトラーに対し、その斡旋を行ったフィリップ・ブロンジャー  
に対し二五〇ポンドを支払うよう命ずる指示が出されている。  
*Calendar of State Papers Domestic*, 1629-31, p. 51.

⑬ Stone *op. cit.*, p. 95. なお一六四一年七月一日付けの書簡で、エド  
ワード・ニコラスは「準男爵位は今や非常に安価であり、わずか四〇  
ポンドで販売されている」と述べている。これが事実であれば、こ  
の時点では購入に要する値段はやや持ち直していることになる。

⑭ *Calendar of State Papers Domestic*, 1641-3, p. 38.

⑮ 王政復古後における準男爵位授与の状況については不明な部分が多  
い。第一章註三で挙げた事例からも分かるように、何らかの理由で國  
王から一方的に授与される場合と、内乱以前と同様に販売によって授  
与される場合とが共存していたようである。ODNBを参照する限り、  
名誉革命後には後者の事例が見あたらなくなるので、遅くとも一七世  
紀末には準男爵位の販売は停止されていたと思われる。

### 三 準男爵位被授与者全体の動向

本章では、イングランドにおける準男爵位被授与者全体の傾向についての分析を行い、その傾向を明らかにする。①  
具体的な検討に入る前に、使用する史料と分析方法について述べておきたい。本章で主に使用するのはG・E・コケインによ

って編纂された『準男爵位総覧』である。同書は一六一一年から一六六四年までに準男爵位を授与された家系についての情報を、各種の一次史料にもとづき網羅的に収集したものである。ここに記載されているのは、準男爵位を授与された年月日、主だった所領、父母の経歴、教育歴、州長官などの官職に就いた経歴、議員歴、ナイト位授与の有無とその年月日、婚姻歴、没年、その他特記事項である。これは二代目以降も同様であり、直系男子の不在ないし男爵位以上の爵位を授与されるなどして準男爵としての家系が断絶するまで、全ての準男爵位保有者について記載されている。本稿では準男爵位が設置された時点から内乱時までを検討範囲とするため、一六一一年から一六二四年までを扱った第一巻と、一六二五年から一六四九年までを扱った第二巻を分析の対象として取り上げる。<sup>③</sup>

それでは調査結果をまとめた表一の各項目について順に検討してみたい。「授与数」の欄は、上述の史料をもとに一六一一年から一六四七年までに準男爵位を授与された家系数を算出したものである。<sup>④</sup> これを見ると、準男爵位の授与に時期的な波があるのが見て取れる。授与開始年度に大量に授与された後、しばらくは授与数が零もしくは最大でも四の年が続くが、一六一九年から一六二三年の間に一六一一年を上回る数が授与されている。ジェームズ晩年には再びごく少数しか授与されていないが、チャールズ即位の翌年から授与が再開され、一六二七年からバッキンガム公が暗殺された年である一六二九年までは二桁以上の授与が継続されている。一六三〇年代には二件しか授与がなされず、一六四一・四二年に大量の授与が行われ、以後一六四七年まで件数は減少しつつも授与が続けられているのが分かる。

次に「ナイト位保有の有無」の分析に移りたい。この欄は各年度に準男爵位を授与された者のうち、ナイト位を保有していた者と保有していなかった者(エスクワイア)がそれぞれ何名ずつ存在したかを数え上げたものである。もともとナイト位が明確な社会層の指標として利用できるわけではなく、特にジェームズ治世期になってからその授与数が急増するに伴って保有者の社会層は全体として低下していったが、<sup>⑤</sup> それでも一定の基準としては有効性があるといえる。<sup>⑥</sup> そこでこの項の数値に着目してみると、準男爵位の授与開始年度に同称号を授与された者の中ではナイト位を保有している者が保



表一 準男爵位授与数と被授与者の経歴

授与年	授与数	ナイト位保有の有無		下院議員経歴	
		保有者	非保有者	授与前	授与後
1611	91	59	32	35	25
1612	0				
1613	0				
1614	0				
1615	2	1	1	1	0
1616	0				
1617	4	1	3	0	2
1618	4	3	1	0	3
1619	15	4	10	3	8
1620	28	10	17	2	10
1621	19	9	10	3	2
1622	35	14	21	7	12
1623	5	1	3	1	3
1624	1	0	0	0	0
1625	0				
1626	3	1	2	1	0
1627	41	8	33	8	12
1628	30	6	23	6	1
1629	13	1	12	2	0
1630	1	1	0	1	0
1631	1	0	1	0	0
1632-1639	0				
1640	2	0	2	0	0
1641	67	18	48	11	0
1642	62	10	47	3	0
1643	17	3	14	1	0
1644	11	2	9	1	0
1645	7	1	3	0	0
1646	4	2	1	0	0
1647	1	0	1	0	0
合計	464	155	294	86	78

有していない者の倍近く存在していたのが、一六一九年以後は一貫して保有していない者が多数を占め、特に一六二〇年代後半にはその比率が圧倒的に高まっている様子が見て取れる。すなわち、準男爵位を獲得する家系は全体的に下位の社会層に移行してきていることになる。

さらに準男爵位の授与と下院議員の経験との関連を検討してみたい。筆者が以前に指摘したように、同時代の人々にとって下院議員に選出されることはかなりの名誉であると認識されており、その地位は地域社会における当該人物の名声を証するものであった<sup>⑧</sup>。したがって、その経験の有無はナイト位と同じくどのような社会層が準男爵位を獲得していたのかの一定の基準となりうる。また準男爵位が授与された後に議員に選出されれば、この称号の獲得によってその人物の威信が高まっていた可能性がある。表一の「下院議員経験」の欄では、各年度に準男爵位を授与された者のうち、授与される前に下院議員を務めた経験のある者・授与された後で下院議員を務めた経験のある者を数え上げている<sup>⑨</sup>。これによると、授与開始年度に準男爵位を授与された者の中では、授与される前に下院議員経験のある者が相当数存在しており、授与された後に下院議員となった者を上回っている。この時点では、既に下院議員を経験するだけの高い社会的地位にある人々が数多く獲得者に含まれていたと推定される。一六一五年から一六二四年の期間になると、準男爵位を授与される前に下院議員経験のある者は大幅に減少し、授与された後に下院議員となった者の数が急増している。この一〇年間においては、準男爵位の獲得が社会的地位の上昇に何らかの貢献をし、下院議員の地位獲得に繋がった可能性が考えられる。しかし一六二六年から一六三〇年の間では全体的な下院議員経験者の総数そのものが全体的に落ち込んでおり、被授与者の社会層も準男爵位の有する価値も低下してきていることがわかる。内乱が開始される直前の一六四一年には下院議員経験者が一人含まれているが、同年の授与数が六七であることを勘案すれば、決して高い数値とはいえないだろう。

最後に表二の準男爵位被授与者の地理的分布を見よう。これは史料に則って準男爵位被授与者の出身地域を区分して整理したものである。これを見ると、中東部、イースト・アングリア、南東部というイングランド南東地域の出身者が

表二 準男爵位被授与者の地理的区分

地 域	授与数
北部	88
中東部	55
中西部	42
イースト・アングリア	78
南東部	104
南西部	48
ウェールズ	26
ロンドン・ミドルセックス	15
海外	4

\*地域区分は以下の通り。北部：ウェストモーランド、カンバーランド、ノーザンバーランド、チェシヤ、ダービシヤ、ドラム、ランカシヤ、ヨークシヤ／中東部：リンカンシヤ、ノーサンプトンシヤ、ノッティンガムシヤ、ラトランド、レスタシヤ／中西部：ヘレフォードシヤ、シュロップシヤ、スタフォードシヤ、ウォリクシヤ、ウスタシヤ／イースト・アングリア：ケンブリッジシヤ、エセックス、ハンティンドンシヤ、ノーフォーク、サフォーク／南東部：バドフォード、バークシヤ、バッキンガムシヤ、ハートフォードシヤ、ケント、オックスフォードシヤ、ハンブシヤ、サリ、サセックス／南西部：コーンウォル、デヴォン、ドーセット、サマセット、ウイルトシヤ／ウェールズ：ウェールズ諸州／海外：ネーデルラントなどイギリス国外

過半数を占めている。ここで示したのは一六四七年までの合計数であるが、この三地域で半数程度を占める傾向はほぼ一貫している。こうした地域的偏差が生じている原因は、一般的な人口比率の問題の他に、金銭的に余裕があり準男爵位を獲得することに意義があると考えるような社会層の人々がこれらの地域に多数居住しているからであると思われるが、称号に対する意識の相違を反映している可能性もあり、断定はできない<sup>⑩</sup>。

ここまでの『準男爵位総覧』を使用した統計的分析から、以下の点が明らかになった。準男爵位を獲得した中心的な社会層は、当初のナイト位を保有している階層からナイト位を保有していない階層へ移行していった。また、やはり当初は議員への選出経験を有する者が準男爵位を獲得する割合が多かったのが、途中でこの称号の獲得によって議員選出の可能性が開けるような人々が獲得する傾向が高まり、最終的には議員に選出されにくいような人々が被授与者の中心になっていった。したがってイングランド全体の傾向として、ストーンが主張する準男爵位における「名譽のインフレーション」が生じていたのは確実である。

しかし問題なのは、そうした称号の価値が低下するという状況が地域社会にもたらした影響である。前述したように、準男爵位の被授与者にはかなりの地域的偏差が生じていた。そこには富の偏在が関係しているのは間違いないが、経済力のみがこの問題の決定的な要因であったわけではない。王国内の富が集中し富裕層が集まっているはずのロンドン・ミドル

セックス地域で準男爵位を授与された者が人口に比して少ないという事実からだけでも、この称号の獲得が持つ意味が多様であったことが推測される。本章では、どのような社会層の人々が準男爵位という称号に魅力を感じ、実際に購入に踏み切ったのかについて、より詳しく検討を加えてみたい。

① 分析手段としては、準男爵位を獲得したことによる各家系の政治的な影響の変動を時系列的に追跡するという手法、あるいは準男爵位に対する同時代人の態度を日記や書簡などから跡づけるという手法なども採りうるが、本稿では獲得理由についての数量的分析に限定せざるを得なかった。本稿で採用した以外の視角については、今後の課題とした。

② G.E. Cokayne, *Complete Baronetage*, 3 vols. Exeter, 1902.

③ 同書には、一六一九年に授与が開始されたアイルランド、一六二五年に授与が開始されたスコットランドおよびノヴァ・スコシアの準男爵家系についても掲載されているが、本稿ではイングランドのみを検討対象とした。また内乱が開始される直前ないし内乱中には、公的な記録が残されていないものの準男爵位を付与されたと認定しうる家系が二存在しており、これらは検討対象に含めている。Cokayne, *op. cit.*, II, pp. 236-248.

④ 一六三二年から一六三九年については、前述したように準男爵位の授与は行われていないので、表記を省略化している。

⑤ 裕福なジェントリの中には一部の爵位貴族を上回る収入を得ていた者がおり、同様に準男爵とナイト、ナイトとエスタウイア、ジェントルマンとエスタウイアの区別も収入面では曖昧であった。Mingay, *The Gentry*, pp. 13-14.

⑥ Stone, *The Crisis of the Aristocracy*, pp. 71-82.

⑦ 近世イングランドにおける社会層の区分について、詳しくは Lalett, *op. cit.*, ch. 2を参照。

⑧ 仲丸『名譽としての議席』第五章参照。

⑨ ここで算出対象としているのは、一六四一年の短期議会までの通常選挙で選出された者と長期議会の通常選挙で選出された者、一六六〇年以後の通常選挙で選出された者である。内乱中の長期議会の補欠選挙やオックスフォード議会、プロテクター議会などでの議員経験は、選出状況が一般の選挙とは大きく異なる想定されるため、除外している。

⑩ 収入に地域的差異が存在した点については、数多くの言及がなされている。一六〇〇年頃、トマス・ウィルソンは、ロンドン周辺諸州においてジェントルマンは「一千マルクあるいは一千ポンドほど収入がなければ卓越しているとはみなされないが、北部地域以遠では年額三百ポンドや四百ポンドの収入があれば名のあるジェントルマンとされる。」と述べている (F.J. Fisher (ed.), *The State of England anno dom. 1600 by Thomas Wilson*, London, 1936, pp. 23-24)。ある程度の誇張が含まれていることを勘案しても、地域間の経済的格差は相当大きかったと思われる。

#### 四、地域社会における準男爵位の位置

本章では、ケントとノーフォークの二州に着目し、準男爵位の授与が地域社会にどのような影響を与えたのかについて分析する。この二州を取り上げるのは、準男爵位の被授与者が数多く存在し、サンプルが多く得られると同時に、同時代の両地域について多数の既存研究があり、本稿の検討結果をこれらの研究の中に位置づけやすいためである<sup>①</sup>。まず両州において準男爵位を授与された者がその時点でナイト位を保有していたかどうか、さらに同人物の家系内における州長官就任歴、治安判事就任歴、下院議員選出歴を『準男爵位総覧』に則って調査する。同時代の州長官や治安判事への就任は、法的な技量以上に当該地域における社会的な地位によつて決定される場合が多かつたので、これらを下院議員への選出と同様に各家系の威信の高さの一定の尺度として用いることが可能である<sup>②</sup>。さらにどのような家系が準男爵位の獲得に乗り出していたのかを明らかにするために、両州でナイト位を授与された家系について、紋章院が作成した「紋章院の巡察記録」<sup>③</sup>およびW・A・シヨーが編纂した『ナイト位被授与者一覧』を用いて数え上げ、これらの家系について調査を行う<sup>④</sup>。

この調査の目的は、準男爵位を購入する可能性のあるジェントリ層はほぼナイト位を保有している家系と重複していると考えられるため、こうした家系の中でも特にどの程度の家格の者が準男爵位を購入していたのかを明らかにする点にある。もちろん、準男爵位を授与された者がその時点でナイト位を保有していない場合も存在するが、その家系のいずれかの人物がナイト位を授与されていたり、本人が準男爵位を授与された後にナイト位を授与されたりしている場合がほとんどであるといっても過言ではなく、準男爵位を購入する可能性のある家系はこの手法でもほぼ網羅できていると考えられる。

##### a. ケントの場合

まず表三を見てみよう。これは『準男爵位総覧』の第二巻までに掲載されている準男爵位被授与者のうち、居住地がケ

準男爵位の設置とその意義（仲丸）

表三 ケントにおける準男爵家と経歴、1611-1643年

家系名	被授与年	被授与時の 称号	州長官歴	議員歴		治安判事歴	
				被授与前	被授与後	被授与前	被授与後
Finch	1611	Knight	0	4	3	1	2
Tufton	1611	Knight	1	1	1	2	1
Peyton	1611	Knight	0	0	1	1	0
Baker	1611	Knight	0	0	0	2	0
Sedley	1611	Knight	0	0	0	1	1
Twisden	1611	Knight	0	3	2	1	2
Hales	1611	Knight	1	1	3	4	0
Monins	1611	Esquire	1	0	0	2	0
Hervey	1619	Knight	0	2	0	0	0
Newton	1620	Esquire	0	0	0	1	0
Robertes	1620	Knight	1	0	0	2	1
Palmer	1621	Knight	1	3	5	1	0
Rivers	1621	Esquire	0	0	0	2	2
Sidley	1621	Knight	1	0	0	0	1
Meredith	1622	Esquire	0	0	0	0	0
Thornhurst	1622	Esquire	0	0	0	1	0
Dering	1627	Knight	0	0	1	2	1
Style I	1627	Esquire	1	0	0	1	1
Colepeper	1627	Esquire	1	0	0	0	0
Style II	1627	Knight	0	0	0	1	1
Lyvesey	1627	Esquire	3	0	0	0	0
Dixwell	1628	Esquire	1	1	0	0	0
Mayne	1641	Esquire	0	0	0	1	0
Boteler	1641	Esquire	0	1	0	0	0
Knatchbull	1641	Esquire	0	0	0	1	0
Heyman	1641	Knight	0	0	0	2	0
Tufton	1641	Knight	1	1	0	1	1
Rayney	1642	Baronet of Scotland	1	0	0	0	0
Cowper	1642	Baronet of Scotland	0	0	0	0	0
Williams	1642	unknown	1	0	0	0	0
Hardres	1642	Esquire	0	0	0	1	0
Lennard	1642	Esquire	0	9	0	2	0
Waldegrave	1643	Knight	0	0	0	0	0

表四 ケントにおけるナイト位保有家系数

		全体数	3項目全	2項目以	1項目以
			てで基準 を満たす	上で基準 を満たす	上で基準 を満たす
ナイト位保有家系		121	4	12	28
ナイト位保有家系中 準男爵位を授与された家系	1629年以前	13	2	3	6
	1640年以後	4	0	0	0
1611年以後にナイト位のみを 授与された家系		39	0	0	1

ント州内とされている人物を抽出し、彼らを輩出した家系について、同称号を授与された時点でのナイト位の保有および州長官・下院議員・治安判事への就任経歴をまとめたものである。<sup>⑤</sup>この表を見ると、準男爵位を授与された家系の多くに、州長官・下院議員・治安判事といった役職の経歴を有する人物が存在していた。一六二〇年代まで見れば、州長官・下院議員・治安判事を経験した人物が存在していた家系は、全二二家系中それぞれ一〇、九、一七確認できる。また同期間内で準男爵位を授与される以前の経歴に限ってみても、下院議員歴がある人物、治安判事歴のある人物が存在していた家系はそれぞれ七、一六確認できる。さらにナイト位を保有しない状態で準男爵位を授与された人物は全期間で一七名存在するが、彼らを輩出した家系のうちいずれの人物も下院議員・治安判事に就任していないのは、一六二〇年代までで見れば二、一六四〇年代まで含めても六に過ぎない。授与された本人が州長官を務めていない家系の数は、これよりさらに低くなる。

次に表四を見てみよう。この表の作成にあたっては、まず前述の「紋章院の巡察記録」と「ナイト位被授与者一覧」、さらにE・ヘイステッドの『ケント州の歴史および地誌調査』<sup>⑥</sup>から、一六世紀後半から一七世紀前半にかけてナイト位を授与された人物を輩出した家系のうち、ケントに主要な所領があると考えられる一族を抽出した。さらにこれらの家系の地位の高さと準男爵位獲得との関係を検討するために、先ほどの準男爵位が授与された家系と同様の調査を行っている。本稿では、紙幅の都合上それぞれの数値が一定の基準を満たした家系がどの程度存在したかを項目ごとに集計した。具体的に

は、ナイト位については三人以上の被授与者の輩出、下院議員歴についてはのべ三度以上の選出、治安判事歴については三人以上の就任者の輩出を、一定の社会的威信の高さを示す基準として設定した。

この表を見てみると、一人でもナイト位を授与された者を輩出している家系の数と比較すればかなり限定されるものの、ケントの地域社会に実際に影響力を有していた家系が一定数は存在していたことが読み取れる。先ほどの基準に従ってみると、三項目全てでこの基準を満たすのは四家系存在し、このうち二家系が一六二〇年代までに準男爵位を授与されている。だが、いずれか二項目で基準を満たす二家系についてみると、一六二〇年代までに準男爵位を授与されているのは三家系のみである。さらにいずれか一項目でも基準を満たす二八家系にまで対象を広げてみても、一六二〇年代までに準男爵位を授与されているのは六家系に過ぎない。また、準男爵位の授与開始後にナイト位のみを授与されている家系は三九存在するが、その中では一項目で基準を満たす家系が一含まれているのみであった。したがって、ケントでは治安判事への就任歴や下院議員への選出経歴を有する人物が存在し、資質の面でも資力の面でも準男爵位を十分に購入しうると思われる家系は多数あるが、実際にこの称号を授与されたのは一部に留まっており、逆にあまり有力でない家系は準男爵位の獲得ではなくナイト位の授与を選択していることになる。

この調査結果から、ケントでは準男爵位を獲得しなければならぬという圧力がさほど高まらなかったのではないかと考えられる。すなわち、準男爵位が設置された当初に同称号を購入した社会層より地域内の序列で下位にあった家系の大部分は、一六一〇年代は購入に費用がかかりすぎ、一六二〇年代以後は準男爵位の保有によって得られる利点が少なくなり、準男爵位よりナイト位を獲得する方が社会的上昇を図る上で有効である、もしくはそれと十分であると考えたのではないだろうか。他州と比較して、ケントは州内におけるジェントリ家系同士の結び付きが強く、また首都からの地理的な近さのために王権や中央政府の影響力が及びやすかったことが指摘されており、次節で検討するノーフォークのようなジェントリ間の争いは生じにくい状況であった。また一六世紀初頭からの一世紀間で治安判事に任命された者の数は、同期



間の人口増加率を上回る速度で増加している。こうした治安判事団の急速な拡大は、地域においてジェントリであると見なされる者の数が増加したことを意味しており、州内部の社会的・経済的な格差が広がっていった状況がうかがえる。そのため特に一六二〇年代以後になると、余裕のある上位ジェントリは男爵位以上の貴族爵位を購入するようになった一方で、その他似通った家格の家系では準男爵位を獲得する利点を感じられなくなっていたと思われる<sup>⑩</sup>。こうした可能性は、一六二〇年代に準男爵位購入に要する費用が場合によっては二〇〇ポンド程度にまで急激に低下したこと、当時のナイト位保有者の年収がイングランド全体の平均で二五〇ポンドから一〇〇〇ポンドの間であったこと、またケントがかなり裕福な州であり中位のジェントリ家系でも準男爵位の獲得に関して金銭的な障害が相対的に少なかったという経済的な状況などを考慮すれば、より一層高まるだろう。

b. ノーフォークの場合

つづいてノーフォークの検討に移ろう。表五は、ケントについて表三で行った調査をノーフォークで実施したものである。これを見ると、ノーフォークでも準男爵位を授与されているのは、やはり州長官・下院議員・治安判事の経歴がある家系が多いことが分かる。一六二〇年代まで見れば、州長官・下院議員・治安判事を経験した人物が存在していた家系は、全一四家系中それぞれ五、一〇、一二確認できる。また同期間で準男爵位を授与される以前の経歴に限定すれば、下院議員歴がある人物、治安判事歴のある人物が存在していた家系はそれぞれ八、一〇確認できる。さらにナイト位を保有しないまま準男爵位を授与された人物は全期間中に一九名存在するが、下院議員歴・治安判事歴ともに無いのは一六二〇年代までで見れば一家系、一六四〇年代までで見ても二家系に留まっていることが分かる。州長官歴もないのは、一六四三年に授与されたクレイン (Crane) 家のみである。

次に表六は、『紋章院の巡察記録』と『ナイト位被授与者一覧』、さらにF・ブルームフィールドの『ノーフォーク州地

表五 ノーフォークにおける準男爵家と経歴，1611-1643年

家系名	被授与年	被授与時の称号	州長官歴	議員歴		治安判事歴	
				被授与前	被授与後	被授与前	被授与後
Hobart	1611	Knight	0	4	1	2	3
Knyvett	1611	Esquire	0	1	0	2	2
Woodhouse	1611	Knight	1	3	2	3	0
Mordant	1611	Esquire	2	0	0	0	0
Townshend	1617	Esquire	0	6	2	1	1
Berney	1620	Esquire	1	0	0	1	0
Yelverton	1620	Esquire	1	0	0	2	0
Clere	1621	Esquire	0	1	0	2	0
Jernegan	1621	Esquire	0	0	0	0	1
Barkham	1623	Esquire	1	0	1	0	0
Corbett	1623	Esquire	0	0	6	1	2
Drury	1627	Esquire	0	5	0	1	2
Le Strange	1629	Esquire	0	8	0	2	0
Holland	1629	Esquire	0	4	3	0	1
Paston	1641	Esquire	1	0	0	3	0
Palgrave	1641	Esquire	0	0	1	1	1
Hare	1641	Esquire	1	0	2	0	0
Potts	1641	Knight	0	0	2	0	1
Pettus	1641	Esquire	0	1	0	0	0
Astley	1642	Esquire	2	0	0	0	1
Kempe	1642	Knight	0	1	0	2	0
Denny	1642	Esquire	0	3	0	0	1
Crane	1643	Esquire	0	0	0	0	0

域史試論<sup>⑫</sup>などを用いて、ケントの表四と同様の作業を行ったものである<sup>⑬</sup>。これを見ると、やはりナイト位を授与された家系の数と比較すればかなり限定はされるものの、ケントとほぼ同じ程度には有力家系が存在していたことが分かる。ケントと同じ基準で見ると、三項目全てで基準を満たす家系は六存在し、このうち四家系は一六二〇年代までに準男爵位を授与されている<sup>⑭</sup>。いずれか二項目で基準を満たす家系は一五あり、このうち一六二〇年代までに七家系が、一六四〇年代までにさらに一家系が準男爵位を授与されている。いずれか一項目でも基準を満たす家系は三六存在し、このうち一六二〇年代までに一家系が、一六四〇年代までにさらに五家系が準男爵位を獲得している。また、準男爵位の設置以

表六 ノーフォークにおけるナイト位保有家系数

		全体数	3項目全 てで基準 を満たす	2項目以 上で基準 を満たす	1項目以 上で基準 を満たす
ナイト位保有家系		125	6	15	36
ナイト位保有家系中 準男爵位を授与された家系	1629年以前	11	4	7	11
	1640年以後	8	0	1	5
1611年以後にナイト位のみを 授与された家系		23	0	1	5

後にナイト位のみを授与されている家系は二三存在するが、その中にはいずれか二項目で基準を満たす家系が一、いずれか一項目で基準を満たす家系が五含まれている。よって、ノーフォークでは有力家系が準男爵位やナイト位を獲得する割合がケントより相対的に高かったことが分かる。

この調査結果から、ノーフォークでは州内で同等の家格にあると考えられる家系が、ケントより積極的に準男爵位やナイト位の獲得に動いていたことが分かる。こうした現象が生じた理由として考えられるのが、ノーフォークにおける家格の均質性とジェントリ家系間の激しい権力争いである。同州では、第四代ノーフォーク公トマス・ハーワードがエリザベス女王暗殺の陰謀に荷担した廉で処刑されて以来、彼に匹敵しうる権勢を誇る有力貴族が存在しなかった。それまで同地域で圧倒的な支配権を握っていたノーフォーク公の突然の失脚は、そのもとで抑制されていたジェントリ間の争いを過熱させる結果になった。同州の下院議員選挙は、他の選挙区でほとんど競争選挙が生じていない一六世紀後半においてさえ、激しい選挙戦となったことで知られている。<sup>⑧</sup> また治安判事の任命においても、有力家系同士で激しいつばぜり合いが行われていたことが明らかになっている。<sup>⑨</sup> したがって準男爵位に関しても、この称号を獲得することで同等の地位にある家系の中で少しでも社会的な地位を高めたいという意識がケントより有力家系間に強く働いていたと考えられる。またナイト位の授与もこれと同じような機能を果たし、下位の家系と並んで有力家系もその獲得を目指していたと思われる。

c. 称号保有の持つ意義の多様性

以上二州のみについてはあるが、どのような社会層の人々が準男爵位を授与されていたのかを検討してきた。購入に要する費用の低下に伴って、一六二〇年代には同称号を授与される家系の家格が全体的に低下していったのは確かであるが、一六一〇年代に授与されている社会層と比較してそれほど大きな隔たりが認められるわけでもなく、広義のジェントリの範囲内に収まっている家系の者が多い。すなわち、準男爵位の授与はこの範囲内での社会的流動性のある程度高めてはいるが、ストーンが主張するような「ジェントルマンであるとすら見なされない」階層にまで社会的上昇の大きな機会を与えたとは考えにくい<sup>⑩</sup>。準男爵位被授与者が全般的に「成り上がり者」であるという主張は、妥当性を欠くといえるだろう。

むしろ、もともと地域にある程度の社会的影響力を有していた家系が、同等の影響力を有する他家系との差異化を図らなければならぬという必要が生じた際に、準男爵位の獲得を試みていたと解釈すべきではないだろうか。この差異化という観点から見れば、前節でも見たように一六一〇年代は議会への選出や治安判事への就任などにおいて準男爵位の獲得はある程度有効性があつたと思われる、一六二〇年代以後でも短期議会以後、とくに王政復古期以後の議員歴において準男爵位の保有には一定の有効性が認められる<sup>⑪</sup>。

ただし、準男爵位獲得がもたらす影響力の地域的偏差は考慮に入れる必要がある。本稿ではケントとノーフォークという比較的首都から近い地域を比較の検討対象としたが、この二州の事例だけからでも準男爵位の設置が与えた影響は各地域社会の状況によって大きく異なっていたと推定される。準男爵位獲得に要する実際の費用が低下していったのは間違いないが、政治的・社会的価値はそれと完全に比例して低下しているわけではなく、低下しているとしてもその度合いにずれが生じていたのではないだろうか。よってストーンの主張には妥当性に欠ける点があり、準男爵位を含めた称号全般が

近世イングランドにおいて有していた意義については、各地域におけるジェントリ間の関係や富裕度などを考慮した、より実態に即した考察が必要になると思われる。今後は、北部や西部などイングランド辺境地域あるいはスコットランドやアイルランドで準男爵位の称号を獲得することがどのような意味を有していたのかを探索することで、本稿の調査結果を踏まえた有効な視角の提供が可能になるだろう。

① 各州に関する研究に関しては、本章註七、一五を参照。なお少数の準男爵位購入者しか存在していない地域との比較を行えば別の視角が提供可能になると思われるが、本章で用いたと同様の手法を基礎データが不足している同時代の北部・西部地域で適用するのは困難であった。これらの地域との比較については、今後の課題とした。

② 清水祐司「エリザベス治世期の治安判事——ノーフォーク州を中心に」(『史学』第四八巻第三号、一九七七年、第四九巻第二・三号、一九七九年)などを参照。

③ 「紋章院の巡察記録」は、紋章院が紋章の使用を管理するため、紋章官が各地に赴き州ごとに有力家系の系図を調査した記録である。ただし調査時期や州によって、その情報密度にはかなりのばらつきがある。本稿で利用したのは『*The Visitations of Kent 1530, 1574 & 1592*, London, 1923-24; *The Visitation of Kent 1619*, London, 1898; *The Visitations of Norfolk 1563, 1589, 1613*, London, 1891; *The Visitation of Norfolk, 1664*, London, 1934; *East Anglian Pedigrees*, London, 1939<sup>1)</sup>、<sup>2)</sup>。

④ W. A. Shaw, *The Knights in England*, Baltimore, 1971. ただし同書に掲載されているリストは完全なものではなく、また出身地が記載されておらず家系の特定が困難な場合も相当数存在する。本稿で算出するのは、「紋章院の巡察記録」と照合して確実にケントないしノーフォークの家系出身の人物であると見なしうる者に限定している。

⑤ コット下院議員の特定に使用したのは P. W. Hasler (ed.), *The House of Commons, 1558-1603*, London, 1981 および A. Thrush (ed.), *The House of Commons, 1604-1629*, Cambridge, 2010<sup>3)</sup>。また治安判事の特定に使用したのは J. H. Gleason, *The Justice of the Peace in England 1558 to 1640*, Oxford, 1969, Appendix 2; M. Zell, 'Kent's Elizabethan JPs at Work', *Archaologia Cantiana* 119, 1999<sup>4)</sup>。

なお州長官に関しては、準男爵位を授与された人物が当該期間において任命された回数の合計を示している。下院議員については、同一家系内の人物が通常選挙で当選した回数合計を算出している。対象とした議会については第三章註九を参照。ただし同一議会における選挙で複数の選挙区から選出されている場合、その選挙における当選回数は一として扱う。また治安判事に任命された者は、基本的にその職に終身留まるため、同じ提示しているのは同一家系中で同職に就いたと確認できた人物の数である。よって在職年数の長短や就任途中での罷免の有無などは、考慮に入れていない。

⑥ E. Hasted, *The History and topographical Survey of the County of Kent, 1797-1801*, Canterbury, reprinted 1972, Wakefield.

⑦ 近世ケントの政治状況については P. Laslett, 'The Gentry of Kent in 1640', *Cambridge Historical Journal* 9, 1948; A. Everitt, *The Local Community and the Great Rebellion*, Historical Association

- Pamphlet, 1969. P. Clark, *English Provincial Society from the Reformation to Revolution: Religion, Politics and Society in Kent, 1500-1640*, Hassocks, 1977. P. Hyde and M. Zell, 'Governing the County' in M. Zell (ed.), *Early Modern Kent 1540-1640*, Woodbridge, 2000. 33頁参照。
- ⑧ D. Loades, *Tudor Government*, 1997, p. 127. Hyde and Zell, *op. cit.*, pp. 29-31.
- ⑨ Hyde and Zell, *op. cit.*, pp. 20-21.
- ⑩ ナンベツトナムビツタフマン (Tufton) 家、フィンチ (Finch) 家が伯爵位を授けられたのは一六二八年、一六三三年に購入した。
- ⑪ Mingay, *The Gentry*, pp. 11-16.
- ⑫ F. Blomefield, *An Essay towards a topographical History of the County of Norfolk*, London, 1805-1810.
- ⑬ ハリウッド下院議員の特定については前述の Hasler, *op. cit.* および Thrush, *op. cit.* を、治安判事の特定については Gleason, *op. cit.* を使用した。
- ⑭ 授与されているのは、ゴードイー (Gawdy) 家とウッドハウス (Woodhouse) 家のみである。
- ⑮ 近世ノーフォークの政治状況については、依然として A.H. Smith, *County and Court: Government and Politics in Norfolk, 1558-1603*, Oxford, 1974 が有益である。一方で、P.S. Bearman, *Relations into Rhetoric: local Elite social Structure in Norfolk, England, 1540-1640*, New Brunswick, 1993 が、同時代に及び、メンデルたちの行動様式、システム、カトリック・ローバーの学説に則って描き出した「富匠」「地方」図式では捉えられない側面があることを指摘している。
- ⑯ Hasler, *op. cit.*, pp. 206-210; Thrush, *op. cit.*, pp. 271-275.
- ⑰ Smith, *op. cit.*, ch. 4.
- ⑱ Stone, *op. cit.*, p. 749.
- ⑳ 例えば一六四二年三月に準男爵位を獲得したケントのカウパー (Cowper) 家は、内乱以前には一度も治安判事や下院議員を輩出したことがなかった。しかし王政復古後にウィリアム・カウパーは六度下院議員を務め、一七〇六年には男爵位、一七一八年には伯爵位を授けられた。

## 五 おわりに

以上、ここまでの議論を簡単に振り返っておこう。序章では、売官制に関する研究史を簡単に整理した。近世のイングランドでは、売官制が国家統治・国家財政に及ぼした影響は小さいという点で研究者間に今日一定の同意が見られるものの、ストーンが称号に関して提唱した「名誉のインフレーション」が社会的流動性を加速したという主張については、依然として実証的な研究が少ない状況を確認した。二章では、準男爵位が設置された経緯と、一七世紀半ばまでの授与の状況を概観した。政府は、準男爵位という位階を設置した段階では、その価値が低下する危険性を見越して授与数を制限す

る意向を有していた。しかし財政状況が逼迫してゆくなかでなし崩し的に当初の計画が反故にされ、購入に要する価格の急激な下落を招いたのである。三章では、準男爵位を獲得したイングランド全体の社会層を検討した。同称号を獲得した人々がその時点で有していた称号や下院議員経験の有無を追跡した結果、その社会層が低下していった状況が確認された。四章では、ケントとノーフォークで準男爵位を獲得した家系についてより詳細な調査を行った。両州とも、州長官・下院議員・治安判事といった役職を経験せずに準男爵位を獲得した家系はあまり見受けられず、金銭の力によって社会的上昇を遂げた家系は少数であった。一方で、有力家系中で準男爵位を獲得した割合については二州間で無視しえない差異も析出され、その価値の低下度合いには地域差が見られた。

ジェントリ層は準男爵位という称号をどのように受けとめたと考えるべきであろうか。ケントを検討した際にも触れたように、金銭的な余裕が十分にあると思われるにもかかわらず、ナイト位のみを授与されて準男爵位の獲得に動いていない家系は多数見受けられる。前述したように、ナイト位の称号もジェームズ即位後はエリザベス期と比較して濫発されるようになっていった。しかし国王が大権に基づき下賜するという原則が維持されたため、相対的に価値の低下を免れていたと考えられる。ナイト位が非世襲であり、家系ではなく個人に認められる称号であったという点も、授与された時点での当該人物の威信を保証する上で有利に働いたのではないだろうか。また貴族爵位の売却が開始されると、金銭的に余裕のある家系は男爵位より上位の爵位を購入し始め、準男爵位の位置づけはますます中途半端になっていった。よって、その購入に要する費用が低下していった一六二〇年代以後、準男爵位の獲得を躊躇する傾向が強まっていったのは間違いないと思われる。冒頭に掲げたブルムストンの感慨は、設置から半世紀あまりが経過した準男爵位という位階が、ジェントリ層に最も信用されなくなっていた時勢を反映したものであったといえるだろう。ただしノーフォークにおいて見られるように、同家格の家系が相対的に高い割合で準男爵位を獲得している地域も存在しており、既存のジェントリ家系の家格の均質度に応じて、地域ごとに称号の獲得が有する意味合いは大きく異なっていたのではないかと考えられる。

本稿の検討結果を近世イングランドの国家統治というより広い文脈に置き直してみると、次のようなことがいえるだろう。排他性の原理によって政治資本を強化し、これをパトロネージ・システムの枠組みのなかで運用することで、王国の統治を可能としていたのがエリザベス治世期の政治体制であった。しかしこのシステムはそれ自体としては財政上の裏付けを伴わない、経済資本としては空虚な国王の威信を究極の源泉とするものであった。よって戦争が参戦国の経済力に左右される形態に変質するにつれ、必然的にこの政治システムとの齟齬が生じるようになっていった。初期ステュアート朝期には、エリザベス治世期の遺産として価値の高められていた称号という政治資本を元手に経済資本の獲得が図られたのであるが、これはブルーワの指摘するように国家財政の改善という点であまり効果がなかったのみならず、ジェントリ層の疑念や反感を呼び起こし、元来この政治システムが依拠していた威信と名誉の価値を根底から掘り崩した。そして、さらにこれによって称号の価値を低下させるという悪循環に陥ってしまったのである。

最後に準男爵位という位階の設置と「名誉のインフレーション」および社会的流動性の関係について触れておきたい。称号の売却とその購入に要する費用の低下に伴って、ストーンの主張する「名誉のインフレーション」が生じたのは確かであろう。だが、これによって広義のジェントリより下位の階層まで含めた社会的流動性が顕著に高まったといえるかどうかは疑問である。少なくとも本稿の準男爵位に関する調査結果を見る限り、称号の獲得が社会的流動性に与えた影響は限定的で、極端な社会的上昇を遂げている家系はごく少数に留まっている。繰り返しになるが、同時代において称号が価値を有していたのは、国王が限られた人間にのみこれらを一方的に授与していたためであった。そのため称号の希少性が失われ、金銭の力によって獲得が可能になると、社会的上昇を遂げる手段としてのその有用性は低下してしまうのである。名誉革命後に称号の売買が停止されて以降、準男爵位の位階が「レスペクタブル」な地位として認知されるようになっていった点にも、こうした状況は逆説的に裏付けられているといえるだろう。したがってより長期的な視野に立てば、準男爵位の設置は称号保有者数を増加させたという意味において、むしろ総体としての土地貴族層の支配を強化する結果をも



たらしたと考えられるが、この点については今後も検討を続けてゆきたい。

【付記】 本稿は、平成二七年度科学研究費補助金・研究活動スタート支援「近世イギリスにおける議会の役割の再検討…数量的手法を中心として」(課題番号二六八八四〇六六)による成果の一部である。

(金沢学院大学文学部講師)

employed over a long period in the province of Mutsu, but this was likely a reflection of Mutsu's character as a frontline base in the conflicts of the period.

## Establishment of the Baronetcy and Its Influence on Local Communities in Early Modern England

by

NAKAMARU Hideki

In 1611, James I created the order of the baronet. However, the gentry shunned this honour from its initiation up to the Restoration. What was the reason for this? By investigating the process by which a baronetcy was established and the social strata of its purchasers, this paper re-examines the significance of titles for political society in early modern England.

While some historians such as J. Aylmer and J. Brewer have studied offices sold by monarchs, there have been few studies focusing on the titles of honour. L. Stone's *The Crisis of the Aristocracy, 1558-1641* is the only authoritative study on this subject. He argues that the rapid increase in conferring titles by James I and Charles I diminished their prestige and this inflation of honour helped promote social mobility. This book was written to refute the thesis by H. Trever-Roper, who criticized R.H. Tawney's idea of 'the rise of the gentry'. Later, it was shown that there were serious faults in the assumptions of both sides in the 'gentry controversy', and the dispute ended without a clear resolution. However, consideration of social strata during this period has not lost their significance. This paper will critically review Stone's assertion, focusing on the baronetcy.

Since his succession to the English throne, James suffered from a lack of funds. Baronetcies were originally introduced and began to be sold to make up the deficit, but the official stated aim of this policy was to contribute to promoting the plantation of Ulster. At first, the King and his councillors intended to set the maximum number of titles at 200 to prevent their deterioration in value. However, in the 1620s, this promise was broken and peerages also began to be sold. Moreover, the original scheme of a direct cash payment of £1095 to the Exchequer was abandoned, and the virtual authority to make baronetcies was granted to courtiers to be resold. As a

result, the actual lowest selling price for this title fell to about £200.

We first must inquire how this downward trend in prices affected the social strata of the purchasers. The results of a survey using the *Complete Baronetage* edited by G.E. Cokayne shows that the social estates of families that purchased baronetcies overall began to decline. On establishment of the order, the chief purchasers were holders of knighthoods, but this trend gradually shifted to esquires. While a large proportion of early purchasers were already MPs before acquiring the title, many of those acquiring a title from 1615 to 1624 were elected MPs afterwards, and few of those who obtained one from 1626 to 1630 got parliamentary seats at some point in their lives.

How did the depreciation of this title affect local communities? To examine this problem, we take up two counties, Kent and Norfolk, and investigate herald visitations and a preceding topographical survey. The result shows that although in the 1620s the status of families who were granted a title dropped according to the fall in the title's value, there was not a great social gulf between the purchasers in 1610s and those in the 1620s. The acquisition of the baronetcy enhanced mobility to a certain extent within these social strata, but it should not be imagined that acquiring a baronetcy gave esquires, let alone yeomen, a great opportunity to achieve advancement in social rank.

Still, it is necessary to consider regional variations in the influence of obtaining a baronetcy. In Kent, where the conflicts among families of the gentry rarely occurred in the later 16th century, the pressure to acquire a baronetcy did not increase. On the other hand, in Norfolk, where prominent families had been struggling for power since the 1570s, more applicants aspired to the honour. This survey seems to show that situations peculiar to each region had an influence on the extent to which the social and political value of baronetcy decreased.

Even if these regional differences are considered, it can be confirmed that an inflation of honour occurred on the whole. However, we cannot affirm whether this comprehensively accelerated social mobility. In the early modern period, the easier it was to obtain titles, the lower their usefulness was as a means to achieve social promotion. As a result, the inflation of honour did not necessarily give lower-status gentry a great chance to rise to a higher social position. In the long run, the establishment of a baronetcy might even have enhanced the control of the landed gentry by increasing the number of title-holders.